

令和7年度下関市高齢者・障害者施設等光熱費支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者・障害者施設等に対し、エネルギー価格の高騰に係る負担軽減を目的として、令和7年度下関市高齢者・障害者施設等光熱費支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。

(2) 暴力団員 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、この要綱の関係法令において使用する用語の例による。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和8年2月28日（以下「基準日」という。）において、次条に規定する交付対象事業のいずれかを、下関市内に設置した施設・事業所で行っている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者としなない。

(1) 基準日以降に当該事業の休止（当該事業を継続する意思があることが明らかであるものを除く。）又は廃止をした者（関係法令の規定に基づく休止等の届出の有無にかかわらず、当該事業の運営の実態がないものを含む。）

(2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者

(交付対象事業)

第4条 支援金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、別表第1から別表第4までに掲げるサービス種別の事業とする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、基準日において交付対象事業を実施している施設・事業所（基準日以降に当該交付対象事業の休止（当該交付対象事業を継続する意思があることが明らかであるものを除く。）又は廃止をしたもの（関係法令の規定に基づく休止等の届出の有無にかかわらず、当該交付対象事業の運営の実態がないものを含む。）及び下関市外に所在するものを除く。以下この条において同じ。）ごとに、別表第1から別表第4までに掲げるサービス種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる定員1人当たりの単価に基準日における当該施設・事業所の定員の数（サービス付き高齢者向け住宅についてはその戸数）を乗じて得た額又は1事業所当たりの単価とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第5の左欄に掲げるサービス種別の事業を行う施設・事業所にあつては、その支援金の額は、同項の規定により算出した額に、同表の右欄に掲げる当該施設・事業所の定員の数（サービス付き高齢者向け住宅についてはその戸数）又は事業所の数に応じた加算額を加えて得た額とする。

（交付の申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、令和7年度下関市高齢者・障害者施設等光熱費支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に支援金申請内容内訳書（様式第1号（別紙））、振込口座が確認できる通帳の写し等その他市長が必要と認める書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、予算の範囲内において、支援金の交付を決定するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、支援金の交付を決定する場合において、当該支援金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、支援金の交付の決定に条件を付することができる。

（決定の通知）

第9条 市長は、第7条の規定により支援金の交付を決定したときは、令和7

年度下関市高齢者・障害者施設等光熱費支援金交付決定通知書（様式第2号）により、交付申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、第7条の規定による審査により、支援金の交付が適当でないと認めるときは、令和7年度下関市高齢者・障害者施設等光熱費支援金不交付決定通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。

（支援金の支払）

第10条 市長は、前条第1項の規定による通知を行った後、速やかに交付申請者に対し、支援金を支払うものとする。

（決定の取消し等）

第11条 市長は、支援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したと認められるとき。
- (3) その他市長が支援金を交付することが適当でないと認めたとき。

- 2 前項の規定による交付の決定の取消しを受けたことにより、交付申請者に損害があっても、市長は、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

（支援金の返還）

第12条 前条第1項の規定により支援金の交付の決定の全部又は一部の取消しを受けた交付申請者は、交付を受けた支援金のうち、当該取消しに係る部分に対する支援金の額を速やかに市長に返還しなければならない。

（検査等）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、第9条第1項の規定による通知を受けた者に対し質問をし、報告を求め、又は交付対象事業に係る関係書類について検査をすることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和7年度の予算に係る支援金（同年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る支援金を含む。）の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第4条、第5条関係）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）関係

サービス種別		単 価
入所系事業所	養護老人ホーム	定員1人（サービス付き高齢者向け住宅については1戸）当たり 20,000円
	軽費老人ホーム	
	生活支援ハウス	
	有料老人ホーム	
	サービス付き高齢者向け住宅	

別表第2（第4条、第5条関係）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）関係

サービス種別		単 価
入所系事業所	施設入所支援	定員1人当たり 20,000円
	共同生活援助	
	宿泊型自立訓練	
	短期入所（空床利用型を除く。）	
通所系事業所	療養介護	定員1人当たり 3,000円
	生活介護	
	自立訓練（機能訓練）	
	自立訓練（生活訓練）	
	就労選択支援	
	就労移行支援	
	就労継続支援A型	
	就労継続支援B型	
	児童発達支援（児童発達支援センターを含む。）	
放課後等デイサービス		

訪問・相談系事業所	居宅介護	1事業所当たり 20,000円
	重度訪問介護	
	同行援護	
	行動援護	
	地域移行支援	
	地域定着支援	
	計画相談支援	
	障害児相談支援	
	就労定着支援	
	自立生活援助	
	居宅訪問型児童発達支援	
	保育所等訪問支援	

別表第3（第4条、第5条関係）

介護保険法（平成9年法律第123号）関係

サービス種別		単価
入所系事業所	介護老人福祉施設	定員1人当たり 20,000円
	地域密着型介護老人福祉施設	
	介護老人保健施設	
	介護医療院	
	認知症対応型共同生活介護	
	短期入所生活介護（空床利用型を除く。）	
通所系事業所	通所介護（地域密着型及び認知症対応型を含む。）	定員1人当たり 3,000円
	第1号通所事業所（通所介護の指定を受けている事業所を除く。）	
	通所リハビリテーション（介護保険法第71条第1項の規定により、指定居宅サービス事業所とみなされている事業所を除く。）	
	小規模多機能型居宅介護	
	看護小規模多機能型居宅介護	

訪問・相談系事業所	訪問介護	1事業所当たり 20,000円
	訪問入浴介護	
	訪問リハビリテーション	
	訪問看護ステーション（介護保険法第71条第1項の規定により、指定居宅サービス事業所とみなされている事業所を除く。）	
	福祉用具貸与	
	定期巡回・臨時対応型訪問介護看護	
	居宅介護支援	
	介護予防支援（居宅介護支援の指定を受けている事業所を除く。）	

別表第4（第4条、第5条関係）

生活保護法（昭和25年法律第144号）、社会福祉法及び更生保護事業法（平成7年法律第86号）関係

サービス種別		単価
入所系事業所	救護施設	定員1人当たり 20,000円
	無料低額宿泊所	
	更生保護施設	

備考 無料低額宿泊所については、基準日以前に社会福祉法第68条の2各項に規定する事業を開始し、同項に規定する期間内に届出を提出し、受理された施設・事業所に限る。

別表第5（第5条関係）

サービス種別		加算額
入所系事業所	生活支援ハウス 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 救護施設 無料低額宿泊所 更生保護施設	定員61人以上（サービス付き高齢者向け住宅については戸数61戸以上） 400,000円／施設・事業所
		定員41人以上60人以下（サービス付き高齢者向け住宅については41戸以上60戸以下） 250,000円／施設・事業所
		定員1人以上40人以下（サービス付き高齢者向け住宅については1戸以上40戸以下） 150,000円／施設・事業所
通所系事業所	第1号通所事業所（通所介護の指定を受けている事業所を除く。）	120,000円／事業所
訪問・相談系事業所	介護予防支援（居宅介護支援の指定を受けている事業所を除く。）	80,000円／事業所

備考 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設・事業所を除く。

令和7年度下関市高齢者・障害者施設等光熱費支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先） 下関市長

令和7年度下関市高齢者・障害者施設等光熱費支援金の交付を受けたいので、令和7年度下関市高齢者・障害者施設等光熱費支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

交付決定された支援金は下記の口座に振り込んでください。

記

1 申請者

法人住所 (通知書送付先)	〒			
法人名				
代表者の職・氏名	職名		氏名	
申請に関する担当者	職名		氏名	
連絡先	電話番号		E-mail	

2 交付申請（請求）額 金 円

3 振込口座情報

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
口座名義人（カタカナ）			

4 添付書類 支援金申請内容内訳書（別紙）
振込口座が確認できる通帳の写し等

以下の確認事項に該当する場合は、右欄に○を記入してください。 (確認事項)	
●次の各事項のいずれにも該当するものでなければ、令和7年度下関市高齢者・障害者施設等光熱費支援金を交付しない。 ①この支援金の交付対象者の要件を満たしていること。 ②この支援金の交付の申請のために市に提出した書類に虚偽がないこと。 ③令和7年度下関市高齢者・障害者施設等光熱費支援金交付要綱第11条第1項各号に規定する事項に該当しないこと。 ④②の書類に虚偽が判明した場合は、市に対するこの支援金の返還に応じるとともに、当該支援金の額と同額の違約金の支払に応じることに同意すること。	

様式第1号（別紙）

支援金申請内容内訳書

法人名	
-----	--

整理 番号	施設・事業所の名称	事業所番号 (番号の指定がある場 合のみ記入)	サービス種別	定員数(人) (サービス付き高齢 者向け住宅については 戸数(戸)。訪問・ 相談系事業所は記入 不要)	区分 (入所系事業所、通所 系事業所又は訪問・相 談系事業所の別)	基礎額(円) (単価×定員数) (訪問・相談系事 業所は単価) (A)	加算額(円) (B)	支援金の額(円) (A)+(B)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								

令和7年度下関市高齢者・障害 者施設等光熱費支援金	区分	施設数	申請額計(円)
	入所系事業所		
	通所系事業所		
	訪問・相談系事業所		

第 年 月 日
号

様

下関市長 印

令和7年度下関市高齢者・障害者施設等光熱費支援金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和7年度高齢者・障害者施設等光熱費支援金については、下記のとおり交付を決定したので、令和7年度下関市高齢者・障害者施設等光熱費支援金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 支援金交付決定額 金 円
- 2 交付の条件
 - (1) 支援金交付の要件及びその内容は、年 月 日付け令和7年度下関市高齢者・障害者施設等光熱費支援金交付申請書に記載のとおりであること。
- 3 その他
 - (1) 令和7年度下関市高齢者・障害者施設等光熱費支援金交付要綱の規定を遵守すること。
 - (2) 上記2の条件及び前号の規定に違反したときは、支援金を返還させるものとする。

第 号
年 月 日

様

下関市長

印

令和7年度下関市高齢者・障害者施設等光熱費支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和7年度下関市高齢者・障害者施設等光熱費支援金については、下記の理由により交付しないことに決定したので、令和7年度下関市高齢者・障害者施設等光熱費支援金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

理 由